

旅行御暇願（片山家文書〈下関市豊浦〉1339）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

＊27

移動 ⑩

明治初期山口県の旅の手続き

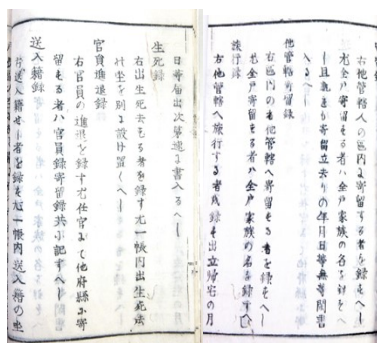
《戸籍法と旅の手続き》

明治時代に入り、旅に必要な手続きは江戸時代と比べて大きく変化しました。明治2年(1869)に関所は全廃となり、解説シート25・26で示されたような往来手形も不要となりました。しかし、ただちに事前の手続きなく国内を自由に移動できるようになったわけではありませんでした。明治4年4月に公布された戸籍法は、旅行など短期間(90日以上は「寄留」扱い)の移動に際しては、①戸長役場に届け出ること、②「鑑札」(氏名・住所など旅行者の身元を示す情報を記載したもの)の携帯、③「鑑札」不携帯者の止宿禁止、を定めました。

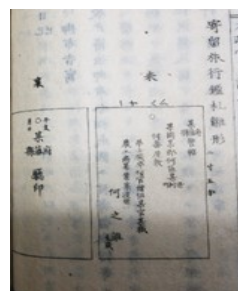
《旅行届の提出》

戸籍法公布の翌年、山口県は、人々の「出生死去出入等」を遺漏なく把握するため、戸籍簿とは別に、旅行録ほか寄留録・他管轄寄留録・生死録・官員進退録・送入籍録の6種の記録簿を戸長役場に常備し、それぞれの届出内容を記

録するよう「戸籍仕立并加除規則」を定めました(県庁戦前A総務1988)。旅行録については、「他管轄へ旅行する者を録す、出立帰宅の月日等届出次第速に書入るへし」と記載されています。旅行に際しては、出発前に行き先・用件・出発日・帰宅予定日を戸長役場に届け出る必要があり、戸長役場も遺漏がないよう「速に」所定の記録簿に記録するよう、正確な管理が求められていました。



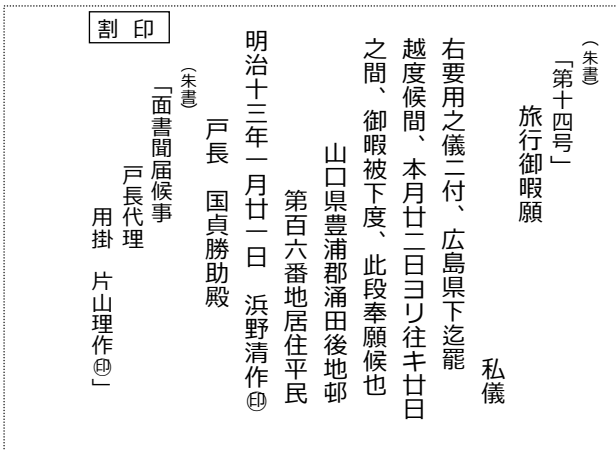
▲戸籍仕立并加除規則
(明治5年/県庁戦前A総務1988)



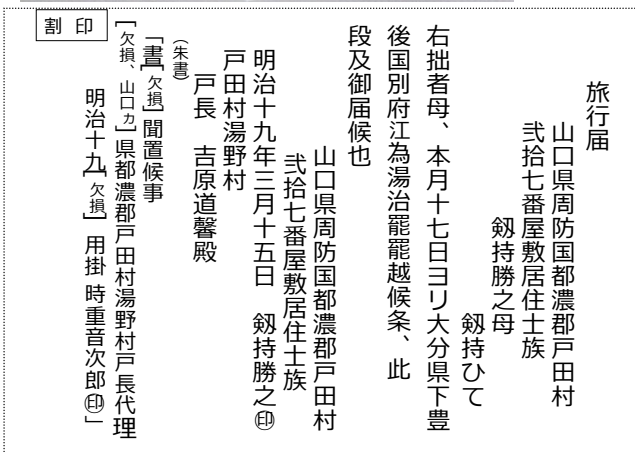
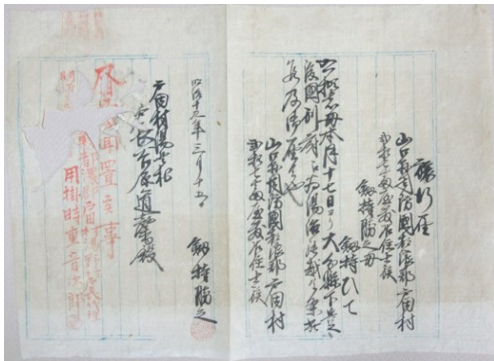
寄留旅行雛形鑑札
(「太政官日誌24 明治四年」
明治期政府布達類21)

戸籍法の制定当時に政府が示した「鑑札」の雛形です。縦2寸5分(約7.5cm)×横1寸8分(約5.4cm)のサイズで、表面には旅行者の氏名・族籍・職業を記載し、裏面には府藩県庁の焼印が押される仕様となっていました。

当館所蔵の旅行届(名称は様々、ここでは「旅行届」で統一)のひとつが冒頭の写真「旅行御暇願」です。下記のように、明治13年(1880)に豊浦郡涌田後地村(現下関市)の住民が、旅行先は広島県下、目的は「要用」、旅行出発日は1月22日、旅行期間は20日間という内容の文書を、出発前日に戸長に提出しています。こうした旅行届は、本来、戸長役場文書として伝来する文書ですが、これは戸長代理として受理した片山家で保存されたため、当館の諸家文書に含まれています。



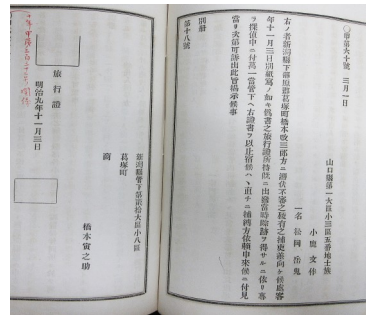
次の資料は、明治19年、都濃郡戸田村(現周南市)の住民が、母の旅行について提出したものです。戸主以外が旅行する場合の旅行届は、その家の戸主が提出しました。旅行先は大分県の別府、目的は湯治とあり、別府温泉に出かけたものとみられます。旅行期間の記載がないことから、届出制度の緩みが窺えます。



山口県が届出廃止を決定した正確な時期は不明ですが、同年に内務省が改めて示した戸籍法第五則の届出内容に旅行が含まれていなかった(内務省令第19号)ことと整合します。

《「旅行証」の発行》

戸籍法で定められた「鑑札」の発行や旅宿での提示義務は、同法公布の約3か月後に早くも廃止となりましたが、以降も引き続き府県によっては「鑑札」に代替する証書類(「旅行証」など)の発行が行われました。山口県もそのひとつです。「山口県布達達書」には、そうした証書類の取扱いをめぐる布達が多数みられ、紛失した際には届出が必要であったことが分かります(明治11年県布達甲第219号など)。次の資料は偽の「旅行証」を所持している者の通報を指示する布達です。「右証書ヲ以止宿」とあるように、明治10年時点でも、旅宿利用の際には「旅行証」の確認が行われていたことが分かります(同年県布達甲第60号)。



『岩国市史 史料編三-二 近代現代』(2004年)には明治11年の「旅行証」が2点収録されており、第二大区第六小区(現岩国市)の戸長役場が発給した旅行証は縦17.5cm×横24.1cmのサイズであったことが示されています。県内で証書類が発行された年代の下限を確定できませんが、明治17年に至っても吉敷郡平井村黒川村戸長役場は発行していました(『山口市史 史料編近代』2012年)。

明治政府が「鑑札」の発行義務を撤回した翌年、京都府は政府に対し、「往来券」所持の義務化を提言しています。その理由のひとつは、旅行中の病気など非常時への対応でした(「自儘ニ他方へ罷出病氣或ハ変死等之事アランニ他所ニテ何等之者トモ何処住所ノ者トモ不相分、管轄之地方ハ掛合ハ素ヨリ速ニ親類縁者ニ通達之道モ絶果処置方如何不相成哉」/参考文献の福島正夫編著p339)。明治期、旅行中に人々が携帯した証書類には、解説シートNo.26で紹介されたような、病死の際の対応に関する文言はありません。しかし、旅行者の不測の事態への対応を担った地方行政機関にとって、人々の移動やを管理する制度や身元を把握し得る証書類は必要性が高かったと考えられます。

【参考文献】
 福島正夫編『「家」制度の研究 資料篇Ⅱ』(東京大学出版会、1962年)
 奥須磨子「明治前半期・旅の法制的環境」(『東西南北』2015、2015年)
 中川未来「近代移行期における人の国内移動管理と四国遍路」(『部落問題研究』235、2020年)